

パリ司教座教会の文書局（9-12世紀）

岡崎, 敦

<https://doi.org/10.15017/2230663>

出版情報 : 史淵. 123, pp.39-76, 1986-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

岡 崎 敦

序

9—12世紀に於ける、司教を要とする在俗教会機構に関しては、次の変化のクロノロジーが一般に説かれている。即ち、カロリング期に、王権と密接不可分な形で再建された在俗教会機構は、いわゆる「カロリング体制」の崩壊と共に混乱期に入り、他方では、特に、改革修道院が「免属」によって、管区司教のコントロールから離脱するという、いわば、「冬の時代」の後、11世紀末以降再構築される^①。この際、特に、「混乱期」から「再建期」への時期に於ける、司教統治の具体的ありかたは、最近、いわゆる「グレゴリウス改革」に関して、教皇サイドからの影響がますます低く見積られる傾向を考えても、まず内在的に検討されねばならない事は言うまでもない^②。

本稿は、以上の問題を考察するための一作業として、パリ司教座教会を対象とし、その文書局を検討するが、差し当たり、次の二点を目的としている。第一は、9—12世紀に於ける司教の具体的活動を追跡するための基礎作業として、その文書局の存在の有無、活動のありかたを検討する。第二は、司教座教会内部の問題として、司教とその周辺に存在する聖職者達の関係を、制度的にであるよりはむしろ実態的に解明する。この際、特に、司教座聖堂参事会との関係が重要である事は言うまでもない。

考察に入る前に、作業上、以下の二点について確認しておかねばならない。

第一には、本稿が問題としている時期については、文書局自体の組織等についての直接の情報はほとんど皆無であり、我々が知り得るのは、その初出である992年以降、主に司教文書、参事会文書に言及される計17名の文書局長の名

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

前のみであるという点である。しかも、彼等の言及は、司教文書においては、12世紀前半まで、参事会文書においては、その初出である1100年以降のそれにしか存在しない。この際、この言及状況のみから、短絡的に文書局の機能のありかたを結論づける事には慎重を要する。何故なら、まず第一に、文書局長の下署或いは Datum の言及は、直ちに、それが記載される文書が、司教座教会文書局の *scriptorium* で作成された事を意味するわけではない。一般的に言って、文書局は、数人の書記と彼等を統轄する文書局長によって構成されるが、実際の文書の作成は書記によって行なわれ、文書局長の下署或いは Datum は、これに認証を与えるという性格のものであるにすぎない。従って、例えば、文書の受益者が、予め作成された形で文書を準備し、これを司教座教会の文書局長が認証して、印璽を付しておろ下げるという手続きもあり得るのである。他方、逆に、文書局長の言及がない場合、直ちに、これを別の *scriptorium* で作成されたとする事も出来ない。何故なら、文書局長の下署或いは Datum が、文書形式上、絶対必須の要件である事は、ア・プリオリには前提と為し得ないからである。従って、我々が特定文書局の機能の検討を行なおうとする場合、確かな拠り所としうるのは、残された文書のみで、作業としては、その古書体学的及び文書形式学的分析が要求されるが、筆者がここで行なうのは、後者のしかも「内層」批判のみに限られる⁽³⁾。

第二は、史料状況に関してである。まず第一に、パリ司教座教会関連史料については、批判的刊本はおろか、カタログさえ存在しないため、量的把握が困難である事はともかくとしても、筆者の史料収集が特定の刊行史料集に頼っている以上、そこになんらかの傾向性が、既に隠されている可能性がないわけではない。第二は、仮に、司教座教会文書局と呼び得るものの存在を想定したとして、どのような文書がここで作成されたと考えられ得るかという点についてである。本稿では、あまりに煩雑な議論を避けるため、対象はパリ司教文書、参事会文書に限定した。

以上の点を確認した上で本論に入るわけだが、本稿では、紙面の関係から、筆者が行なった作業を忠実に再現する事は避け、結論のみを叙述するが、検討

された諸要素については、予め提示しておかねばならない。

- ① 「インヴォカチオー」ここでは、存在の有無、形態が検討された。
- ② 「インティチュラチオー」ここでは、肩書及びそれに付随する特徴が検討される。
- ③ 「アドレス及びサリュ」ここでは、存在の有無、形態が検討された。
- ④ 「アレンガ」ここでは、文書の比較によって、共通な特徴が検討される。
- ⑤ 「ナラチオー及びディスポジチオー」ここでは、ノティフィカチオーの有無及びその形態、主語代名詞 *nos* の用法、及び主動詞の活用が検討された。
- ⑥ 「サンクチオー」ここでは、文書の比較によって、共通な特徴が検討された。
- ⑦ 「コロボラチオー」この部分は、更に、前半と後半の二つに分解される。前半では、先頭の語句、形容詞及び動詞の選択、及び付随的特徴が、後半では、司教自身、証人、印璽、文書の名前の四点についての言及のされかたが検討された。
- ⑧ 「アクトゥム」ここでは、法行為の行なわれた場所が検討された。
- ⑨ 「ダートゥム」ここでは、日付を表す諸要素の選択が検討された。
- ⑩ 「文書局長の下署」ここでは、存在の有無及び形態が検討された。

I

本節では、9—12世紀のパリ司教文書の文書形式学的分析を行うが、検討の対象とした文書数は計200通である⁽⁴⁾。

結論から言えば、文書の受益者、関係者による際だった特徴はほとんど見られず、代わって以下の様な時期的区分が析出された。

- (1) 1070年まで。
- (2) 1070年—1144年。
- (3) 司教 Thibaut 期 (1144年—1159/60年)。

(4) 司教 Pierre Lombard 及び Maurice de Sully 期（1159/60年—1196年）。

(5) 司教 Eudes 期（1196年—1200年）。

以下、順に時期を追って検討する。

(1) 1070年まで

この時期全般の共通性を積極的に示す特徴は必ずしも多くない。微細な点で関連を持つものとして、3番、8番、13番、16番、18番の間のそれが検出されるが、五通ともアドレスが、*omnibus sancte... ecclesie fidelibus* であり、3番、8番は、省略部分が *Dei*、13番、16番、18番は、*matris* を持つ。*fidelibus* を共通とするヴァリエーションとしては、更に、15番 (*cunctis Dei*)、17番 (*omnibus Xristi*)、19番 (*cunctis Xristi*) が存在する。又、コロボラチオーの前半部分においては *Ut... vigorem obtineat* という書式が、1番、3番、4番、5番、11番、14番、18番に検出される。この内、更に、全く同文の4番、5番、14番に加え、3番は *vigorem* が *majorem* で修飾される一方、この部分に、*per tempora* 及びそのヴァリエーションを持つものが、同じく、全く同文の三文書に加え、2番及び19番がある。又、13番と19番は、司教の肩書に *episcopus* に代えて *presul* を用いている。

しかしながら、ここで特に詳細に検討したいのは、特定文書間に於ける相互関連である。4番、5番、14番及び15番の間には、明白な共通性が存在する。まず、4番、5番、14番のインティチュラチオーは、*N. non meis exigentibus meritis, sed gratia preveniente Redemptoris, Parisiacensis episcopus* で共通し、5番、14番では、更にこの部分の前に、*His, atque aliis sanctorum Patrum eruditionibus, fretus, in nomine sancte et individue Trinitatis* を持つ。15番は、この部分単に *ego N. gratia Dei, non meis meritis, Parisiorum episcopus* であるが、*non meis meritis* を持つのは、全時期を通じて、この四通のみである。次に、アドレスの形態である。4番、5番及び14番は、共通して、次の様な極めて長いアドレスを持つ。*omnibus coepiscopis nostris, prebiteris, diaconibus, seu cunctis utriusque ordinis, clericorum*

scilicet ac monacorum, tam presentibus quam et futuris, per ventura tempora succedentibus. 次に、5番と14番のアレンガは完全に同一である。更に、4番、5番、14番がナラチオーに持つ次の様な極めて特徴的な文言が指摘される。humiliter deprecantes ut ob amore Dei omnipotentis et sancte Marie, ejus genitricis, . . . , et ut memoria nostra ac successorum nostrorum in eorum loco perpetualiter habeatur. 次は、サクチオーであるが、ここでは四文書の当該部分を全文再録してみる。

4: Si quis autem, quod futurum non credo, post mortem nostram aut episcopus nostro loco succedens seu aliqua persona contra hoc scriptum surgens infringere conaverit, sciat se ex auctoritate Patris et Filii et Spiritus sancti et sanctorum Patrum necnon et ex ministerio nostro excommunicatum.

5: Si quis autem, quod futurum non credo, post mortem nostram aut episcopus nostro loco succedens seu archidiaconus vel aliqua persona contra hoc scriptum infringere conaverit, sciat se ex auctoritate Patris et Filii et Spiritus sancti et sanctorum Patrum necnon et ex ministerio nostro excommunicatum, sitque ei pars cum Dathan et Abiron in inferno exteriori, ibique claudatur piceo caverno, nisi resipuerit, et ad emendationem seu satisfactionem, ante altare sancte Marie cujus dominio traditum est, penitendo confugerit.

14: Si quis autem, quod futurum non credo, post mortem nostram aut episcopus nostro loco succedens seu archidiaconus vel aliqua persona contra hoc scriptum surgens infringere conaverit, sciat se esse dampnandum nisi resipuerit et ad emendationem seu satisfactionem ante corpus sancti Germani cujus dominio traditum est, penitendo confugerit.

15: Si quis autem, quod futurum non credo, post mortem nostram aut episcopus nostro loco succedens seu archidiaconus vel ali-

qua persona contra hoc scriptum surgens infringere conaverit, sciat se esse dampnandum nisi resipuerit et ad emendationem seu satisfactionem ante corpus sancti Germani cujus dominio traditum est penitus confugerit.

即ち、四文書の前半はほぼ全く同文、後半は、14番、15番が全く同文、5番は4番への追加が行なわれたものとする事が出来る。最後にコロボラチオーであるが、既に述べた様に、4番、5番、14番は全く同文である。以上の検討は、4番、5番、14番は確実に、そして恐らく15番も、少なくとも同じ書式を念頭に置いて作成された事を示している。この内、14番と15番の間には、文書の受益者、作成状況に於いて関連性があるが⁶⁾、14番と最も強い相似を示す4番、5番との間にはそれがなく、文書形式の共通性の原因は、むしろ、パリ司教側にある事が推測される。

他方、文書局長の言及は、この時期には計八通にしか見出し得ない。しかしながら、11番には、「文書局長 Lanbert の命で Harduinus が下署した。」とあり、全時期を通じて唯一書記の存在が名前で確認される。

以上の検討を整理すると、以下の通りである。

1. 共通する特徴が、必ずしも多くはない事を認めつつも、特に、コロボラチオーに於ける所見を重視するなら、この時期に於ける司教座教会の文書局の存在を推定する事は不可能ではない。

2. 4番、5番、14番、15番の間の際だった共通性は、少なくともこの時期の司教座教会に、同一の書式が存在し続けていた事を示すものと考えられる一方、文書作成活動の不活発をも同時に示している様に思われる。何故なら、一般的に活動の活発が引き起こすのは、一方で文書形式の定式化、更には整理であると共に、他方、各文書の内容に対応したある種の臨機応変さであり、この場合に検証された様な、異なる文書にほとんど同じ文言を、かなり冗長に「引き写し」している事実は、逆に、その非日常性を漏らしたものと考えられるからである。

(2) 1070年—1144年

この時期は、結論を先取りすれば、パリ司教文書の有式性が最も高まった時期と考える事が出来、ここでは正統的な各要素別の検討を行う事にしたい。

① まず全体の構成である。文書リストに示した通り、この時期の基本的なそれは、まず、インヴォカチオーが来た後アレンガが、更に、存在する場合は、ナラチオー、この後にインティチュラチオーが現れ、多くの場合、アドレス、ノティフィカチオーを介在させずに直接ディスポジチオーとなり、コロボラチオーへと続く。サンクチオーが存在する文書数は、前の時期に比して激減する。エスカトコールは、シグナム、アクトウム、ダートゥムの後、文書局長の下署が文書を締める形をとるが、この特徴が特に顕著であるのは、1080年代末から司教 Girbert 期である。

② ほとんどの文書に存在するインヴォカチオーは、In nomine Patris et Filii et Spiritus sancti をとる28番、31番、66番を除き、全て In nomine sancte et individue Trinitatis である⁶⁾。

③ この時期のインティチュラチオーは、基本的には N. Dei gratia Parisiorum episcopus であるが、30番、37番、39番、40番、41番、42番、43番、47番、59番は、Dei gratia に代えて、Dei misericordia をとる。

④ 同じく、インティチュラチオーに於いて、26番と30番は、肩書の提示に付随して、ante mentis oculos diem illum reducens, et periculum anime mee, hinc accusante conscienci, hinc non adeo defendente misericordia, metuens というかなり長い文言を共通して持つ。

⑤ アドレスは、前述の通り、存在しない場合が多い。サリュはまだ現れない。

⑥ アレンガについては、より詳細な検討を行なう必要がある。まず、26番と30番が同文である事を確認した上で、これを全文引用する。

Divinis Scripturarum auctoritatibus, informamur(A), frequentius autem Apostoli monitis, quasi quadam manu sollicitudinis excitamur, ut, dum tempus habemus, bonum ad omnes, maxime autem ad domesticos fidei, operemur(B) et peccata nostra elemosinis redimentes, amicos et receptores

nobis in eterna tabernacula faciamus(C). Quisquis ergo se multis meminit deliquisse, studeat necesse est illis prodesse(D), quorum precibus in districto examine non est timendum in manus Dei viventis incidere. Talibus autem humilitas nostra placere non differat, et necessaria petentibus habundans misericordia manum benedictionis non retrahat(E).

この内、25番は(A)(B)(C)(D)の四要素を兼ね備えている一方、36番は(A)の要素を、23番、24番、29番は(E)の要素をそのまま一部として持っている。しかしながら、この時期の司教文書のほぼ全部がインヴォカチオーのすぐ後ろに備えているアレンガには、この様な表面的な類似性以上に、その「精神」に於ける同一性が感じられる。

⑦ ナラチオー及びディスポジチオーに関しては、この時期、インティチュラチオーが直接ディスポジチオーに続く用例が相当数存在し、結果的にアドレス、ノティフィカチオーの非在を招いた事は既に述べた。より子細に検討するならば、インティチュラチオーが直接に、ディスポジチオーの主語を形作っている用例は21番から47番の間に集中し、その後は数を減らして、1150年を越えるとはほとんど姿を消す⁽⁷⁾。

⑧ 逆にノティフィカチオーに注目すると、34番、37番、41番、42番、44番は *Noverint omnes* で共通し、この出現は、これ以前の時期に比較的多かった *notum fieri* の消滅とはほぼ時期を同じくする⁽⁸⁾。

⑨ ところが、この後、*Sciare volumus omnes* をとる47番一通を挟んで、52番以降を検討すると、再び *notum fieri* の優越が顕著となり、この特徴は1140年代一杯まで続く⁽⁹⁾。

⑩ ディスポジチオーについて、いま一つこの時期を特徴づけるのは、主動詞の活用であり、全時期に渡っての基本である複数形と並んで単数形がかなりの文書に現れる⁽¹⁰⁾。

⑪ 既に述べた様に、サンクチオーはこの時期には必ずしも多くなく、又、この部分の比較検討から、アレンガについて感じられた様な「精神」抽出を試

みる事は慎重を要するため、積極的な特徴を検出する事は難しい。ここでは、逆に、35番から49番に至る欠落の連続性に注意を喚起するにとどめる。

⑫ コロボラチオーに関してはかなり煩雑な検討を行なわねばならない。まず前半部分に関してであるが、以下に述べる様に、かなり明確な時期的区分が検出される。第一に、30番以前の文書が全て Ut で導き出される肯定の形をとっている事をまず確認した上で、15番から30番の間に見られる形容詞としての *firmum*、動詞としての *permaneat* の使用の優越である⁽¹¹⁾。

⑬ 次は31番から49番までの時期であるが、この時期は、これを挟む両期に比して、特定の要素が優越しないという逆の特徴を持つ。即ち、依然として続く基本的に Ut で導き出される肯定の形に加えて、Ne で引き出される否定の形が現れ、しかも、それぞれに於ける形容詞、動詞の選択は、あえて統一性をさせているかの様にすら思える。特に直前まで優越して現れていた *firmum*、*permaneat* がほとんど姿をみせないのは注目に値する。

⑭ ところが、50番以後は、単に Ut で始まる肯定形が排他的であるのみならず、*firmum*、*permaneat* の優越が再び顕著になり、更に、形容詞としての *ratum* の選択が同じ資格で現れる⁽¹²⁾。特に注目すべきは、この三者の組み合わせからなる52番、53番、55番、58番は、同時に、それが *Verum ut* で導き出されており、かつ、付随語句として *in perpetuum* を持つが、この二つの特徴は更に、*ratum permaneat* の組み合わせである50番にも、更に、*in perpetuum* は、*firmum permaneat* の組み合わせである63番にも見える。因に、*in perpetuum* は、全時期を通じて、この六通にしか存在しない用例である。

⑮ 次にコロボラチオーの後半部分であるが、まず、この部分を構成する四要素（司教自身、証人、印璽、文書）の言及の有無について確認しておかねばならない。第一に、司教自身についての言及は、1番以降39番に至るまでは恒常的に存在するが、その後は44番、45番、56番の三通のみにしかない。次に、証人に関しては、同じく1番から存在し続けるが、40番以降言及がへり、当該時期を越えると間欠的に12通に於いて確認しえるのみである。次に、印璽については、基本的に34番から恒常化すると考えた⁽¹³⁾。最後に、文書の言及は、

19番から同じく恒常化し、それ以前には6番及び10番にしかない。以上を整理すると、四つの要素が揃っているのは、34番から39番までのごく短い時期で、19番から33番までは印璽の言及を欠き、それ以前は、更に文書の言及を欠く。他方、40番以降は、徐々に証人の言及が落ちていく。

⑯ 以上を確認した上で、各要素に於ける語句の基本的選択を検討すると、ここでも、以下の様な時期的特徴が浮かび上がる。第一に、仮に取るとして33番以前の時期である。まず、司教自身の言及に関しては、*manu propria* もしくはその複数形の優越が指摘される⁽¹⁴⁾。次に、証人の言及は、*manibus... tradidimus* もしくは与格形プラス *tradidimus* の二つの形が支配的⁽¹⁵⁾。19番以降の文書の名前の言及については、一方で、文書の名前が様々である事が検出されると共に、文書を受ける動詞が *firmavimus* 或いは *fieri precepimus* にほぼ統一されている事がわかる。

⑰ 第二は、34番から39番までの時期で、一応司教 Galon の治世期にあたる。この時期は、文書の絶対数が少ない事もあるが、その統一性が顕著である。即ち、司教自身の言及は、それが存在する四通中三通が *manibus nostris*、証人は、四通すべてが *manibus canonicorum nostrorum firmandam tradidimus*、印璽は、四通すべてが *sigillo nostro*、文書は、六通すべてが *carta* で言及される。注目すべきは、文書を受ける動詞の特徴として、*firmavimus* と *fieri precepimus* をこの時期が受け継いでいる事である。

⑱ 第三は、40番から49番までの時期で、一応司教 Girbert 期にあたる。この時期には、司教自身及び証人の言及が脱落の方向にあるが、この二要素は、数少ない用例から見る限り、Galon 期との継続を示しておらず、これは、印璽の言及にもあてはまる。Galon 期の特徴を受け継いでいるのは、文書の名前 *carta* のみであり、*fieri precepimus* も40番、41番で確認されるにとどまる。

⑳ 第四は、50番以降で、ほぼ司教 Etienne 期に該当する。この時期は、司教自身の言及が一例のみ、証人のそれも存在する文書が六通のみで、しかもその表現形式に統一性は感じられない。この時期の均質性をむしろ示している

のは印璽の言及で用例のほとんどすべてが *sigilli nostri auctoritate* の形をとる⁽¹⁶⁾。しかしながら、より注目すべきは文書の名前に関する特徴である。この時期の文書の名前は、*carta* と *scriptum* が使われているが、前者は、52番、53番、55番、58番、60番、62番、63番、後者は、56番、59番、64番、65番、66番、更には、67番、68番に使われ、しかも、後者は全て、それを受ける動詞として *commendavimus* を持つという際だった特徴を示す。即ち、言葉を換えて言うなら、1120年代まで、以前から続いて *carta* が排他的に使われた後、1130年代は *carta* と *scriptum* が併用され、その後、後者が前者にとって代わるというクロノロジーが得られる。

㊹ 最後に、エスカトコールが検討されねばならない。まず、下署、証人に関しては、かつて別稿で検証した通り、30番から54番までのほとんどすべての文書が、参事会員のみで、しかもその序列が、*decanus*, *precentor*, 3 *archidiaconus*, 3 司祭, 3 助祭, 3 副助祭, 3 侍祭又は *puer*, という際だった特徴のシグナムを持つ⁽¹⁷⁾。この現象は、参事会員数の若干の上下を許容すれば、更に、26番から60番にまで拡大され得るが、基本的に証人のリストの形をとり、その構成メンバーも雑多となる61番以降はともかくとして、ここで問題となるのは、25番以前の状況である。

㊺ 25番以前を26番以降と区別するのは、参事会員の序列、人数が定まらず、かつシグナムが彼等に限定されていないという点であった。しかしながら、25番以前も、それが、基本的には参事会員のシグナムを中心としている点では26番以後との間に決定的な違いはなく、むしろ26番—60番期の定式性は、25番以前からの展開の帰結と考えられる。

㊻ 次はアクトゥムである。この点もかつて既に検討したことがあるが、25番から63番までのほとんどすべての文書が「ノートル＝ダム教会の参事会室に於いて」*in capitulo Sancte (ou Beate) Marie* を言及しているのだが、この言及は、司教 Etienne 期に入ると明らかに減少している⁽¹⁸⁾。

㊼ 次は、ダートゥムの構成要素に関してである。まず第一に確認したい事は、日付の記載がほぼ恒常化するの25番以降である点である。

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

⑭ この点を確認した上でその構成要素を見ると、25番から60番までの日付の記載が存在するすべての文書が共通して、化肉年、王在位年、司教在位年の三要素を備えている事が検証される。

⑮ 更に、この三要素に加え、*indictio, epacta, concurrente* のいずれか一つを少なくとも持つ日付が、25番から49番までのほとんどの文書に存在する⁽¹⁹⁾。

⑯ 更に、31番から41番までの十文書は、この六要素を全て備えているのみならず、特に34番以降の八文書は、その順序が、化肉年、*indictio, epacta, concurrente*、王在位年、司教在位年に定式化している。

⑰ 最後は、文書局長の言及である。この言及は、3番に初出し76番まで続いた後、138番に孤立して現れるが、特に、23番から48番までのほとんどすべての文書がこれを持っているのに対し、この前後の時期は頻度が落ちる。

以上の検討を整理すれば、以下の通りである。

1. この時期は、基本的には一つの時期と捉える事が出来る（①②⑤⑥⑩⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗）。

2. 中でも、特に司教 Galon 期から Girbert 期は、共通の特徴が多い上に、司教文書の定式性が最も高まった時期と考えられる（①③⑧⑪⑬⑮⑰⑱㉒㉓㉔㉕）。

3. これ以前の時期は、特に1080年代以降、この Galon-Girbert 期への定式化の過程と捉える事が可能で（①②⑦⑩⑮⑯⑰⑱㉒㉓㉔㉕㉖㉗）、この事は、部分的に、1070年以前にも確認される（⑫⑮⑯⑰⑱㉒㉕）。

4. 逆に、司教 Etienne 期は、この定式性が壊れていく過程と考える事が出来る一方、多くの点でそれ以前と区別される（①⑦⑨⑭⑲⑳㉒㉓㉖㉗）。

(3) 司教 Thibaut 期（1144年—1159/60年）

この時期はある意味で混乱期であり、統一的な特徴が最も少なくしか感じられない時期であるが、同時に、これを挟む両時期を隔てるはざまと捉える事が出来る。以下、まずこれ以前の時期との関係を、次に、この時期の特徴を検討する。

これ以前の時期との相違は、まず構成自体に存在する他、インヴォカチオー

の激減、インティチュラチオーに於ける Ego N. Dei gratia Parisiensis episcopus への統一、アドレスの再帰、アレンガの激減、インティチュラチオーとディスポジチオーの分離、下署・証人欄の決定的変化、アクトゥムに於ける「参事会室」の言及の完全な消滅等が挙げられるが、他方、そのいくつかは、既に司教 Etienne 期に始まっていたと考えられ、逆に、その特徴が、Thibaut 期にまで生き残っている場合もある。前者の例としては、インティチュラチオーに於ける統一化、アドレスの再帰、インティチュラチオーとディスポジチオーの分離、下署・証人欄の決定的変化に加えて、日付の構成要素の非統一が挙げられ、後者に関しては、ディスポジチオーに於ける単数形の使用、司教 Etienne 期を特徴づけるノティフィカチオーであった notum fieri の1140年代までの残存、そしてなにより、文書局長の言及が挙げられる。

他方、この時期を特徴づけるのは、まずコロボラチオーに於ける用語の際だった不統一である。即ち、前半部分に於いて、Ut 以下、Ne 以下の双方が使われているのみならず、形容詞、動詞の選択が多様で、傾向性が全く感じられない。又、後半部分に関しても、印璽の言及形式、文書の名前とも様々で、特徴が全く検出されない。このコロボラチオーに於ける不統一は、司教 Etienne 期が、この部分、かなり明瞭な傾向性をみせていただけに益々印象的である。しかしながら、この時期を最も明確に特徴づけるのは、サリュの突然の出現であり、しかも、それは全て in perpetuum をとり、明らかに教皇文書の影響が感じられる。実は、サリュの出現には、文書の先頭にプロトコールがまとめて来る事が前提とされると考える事が出来、従って文書の構成自体の変化との間に密接な関連がある⁽²⁰⁾。

(4) 司教 Pierre Lombard; Maurice de Sully 期 (1159/60年—1196年)

この文書数にして103通に及ぶ時期の特徴は、一言で言っても、安定のそれとする事が出来よう。この時期には、例えば、11世紀末から12世紀初めに存在した様な印象的な特徴や、司教 Thibaut 期に見られた様な混乱も比較的検証されない。以下、まず、基本的形式を述べつつ以前の時期との関連に触れ、次に、断片的に現れる諸特徴を検討する。

この時期の基本的構成は、順に、インティチュラチオー、ノティフィカチオーに一体化してアドレス、ナラチオー、ディスポジチオー、コロボラチオー、証人、アクトゥム、ダートゥムであるが、コロボラチオー、証人の位置は若干前後する場合がある。

次に、個別の要素を検討すると、まずプロトコールであるが、Ego N. Dei gratia Parisiensis episcopus にほぼ統一されたインティチュラチオーの後、notum fieri volumus universis tam presentibus quam futuris が支配的なノティフィカチオー、アドレスが続く。この内、fieri volumus に代わって facimus, universis に代わって omnibus が現れる場合があるが、これ等の特徴も既に司教 Thibaut 期に始まっており、厳密にはこの時期の特徴は universis のみである。

ノティフィカチオー、アドレスは、quod を介して直接ナラチオーに連なり、更に、それが存在する場合には、ほとんどの場合 nos によって導かれるディスポジチオーが来る⁽²¹⁾。この形は、前述の通り、文書の構成自体の変化の帰結であり、既に司教 Thibaut 期に始まっていた。

コロボラチオーについては、ここでもかなり詳細な検討を行なう必要がある。第一に、相当数の文書が先頭に Quod を持つ。その上で、まず前半部分であるが、Ut 以下、Ne 以下がほぼ相半ばする事を確認した上で、まず、Ut 以下の肯定の形を見ると、この部分は、基本的に、ほぼ、firmitas... obtineat の形をとるものと、二つの形容詞の組み合わせを動詞が受けるものとの二つに分類される。後者に関して更に、その語句を検討すると、形容詞としては firmum, stabile, inconcussum, inconvulsum, ratum, inviolabile, quieta の七種が使用されるが、その頻度にはかなり高低があり、なかでも inconcussum と ratum が多く、かつ、この二種はしばしば同時に用いられる⁽²²⁾。逆に、これを受ける動詞は permaneat の優越が明らかで、これに sit が加わる他、初期に teneat, 末期に maneat が若干見える⁽²³⁾。次に、Ne 以下の形をみると、oblivione deleri valeat とそのヴァリエーション (oblivione deleri possit, oblivione deleat) の形とその他の二つに大別されるが、後者は様々で顕著な特徴

が検出されない⁽²⁴⁾。

次に後半部分であるが、まず、印璽に関しては、基本的には *sigillo nostro*, *sigilli nostri impressione*, *sigilli nostri auctoritate*, *sigilli nostri munimine* の四タイプが使われ、この内、*auctoritate* の用例が比較的多いが、これは司教 Etienne 期の特徴であった。文書については *scriptum* の優位が顕著で、更に、これが *commendavimus* 或いはその不定形によって受けられている形が、1180年頃から頻出するが、これも前述の通り、司教 Etienne 期を特徴づけるものであった。

次は、証人欄である。前述の通り、この時期この部分は、ほとんど全て証人のリストの形をとり、形態に関する特別な特徴も見出せない。

次は、アクトゥムであるが、既に別稿で述べた通り、*in domo nostra* (*ou episcopi*), *in aula nostra*, *in sede nostra* 等の記載の他、*apud Sanctum Victorem* が相当数存在する⁽²⁵⁾。

次は、ダートゥムであるが、この時期の日付の基本的構成は、化肉年と司教在位年のみに縮小される。

最後は、文書局長の言及についてであるが、既に述べた様に、138番一通を除いて全く存在しない。

しかしながら、より注目に値するのは、この時期に断片的に現れる諸特徴である。まず第一に、インヴォカチオーで、126番、141番は、*In nomine Patris et Filii et Spiritus sancti*, 160番、165番、176番、180番、186番、190番は、*In nomine Domini*, その他は、*In nomine sancte et individue Trinitatis* の形をとる。これらの、特に前二者に於ける文書の内容、その他に関する共通性は検証されない。

第二は、インティチュラチオーに於ける肩書の特異例についてである。92番、95番、97番、98番、99番、100番、更には、194番は *episcopus* に代えて、*Parisiensis ecclesie*(A) *humilis*(B) *minister*(C) をとる。実は、この用例は、遡って55番に既に一通存在した他、この内、(A)の要素は更に、41番、43番、67番、68番、108番、192番、(B)の要素は、43番、91番、(C)の要素は、40番、

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

66番、68番にも存在する。しかしながら、ここでも文書間に於ける内容、その他に関するいかなる共通性も見出せない。

第三は、アドレスに関する特異例である。99番、117番、137番、139番、150番、158番、164番、167番、169番、194番は omnibus ad quos littere iste (ou presentes scriptum) pervenerint, 140番、166番、178番は omnibus presentes litteras inspecturis, 144番は omnibus qui viderint presentes litteras という王のレットル＝パタントを思わせるアドレスを持つが、この内、99番、158番、164番の三通を除いた残りすべての文書は、更に、in Domino salutem というサリュを共通して持つ。この内、140番、144番、166番、178番は、全てオテル＝デュウ関連の文書であるという共通性があるが、その他のものについては関連性が見出せない。

以上の三点は、しかしながら、他方で時期的なかたよりを同時に示している。まず、インヴォカチオーに於ける in nomine Dei の用例は、年代に直すと1188年から1196年までの時期にのみ現れる。次に、インティチュラチオーの特異例は、その断片をも考慮に入れても、1150年末から1160年代前半に集中して現れる。三番目のアドレスの特異例は、それに対して、ほぼ、1180年前半と1190年代前半に集中する。

次に、以上を念頭に置いた上で、他の要素との関連をより子細に検討すると、ある傾向性がノティフィカチオーとコロボラチオーに関して浮かび上がる。仮に五年ずつをとって、それぞれの特徴を頻度化すると、以下の通りである。

—1164	1165-69	1170-74	1175-79	1180-84	1185-89	1190-94	1195-96
A 5-1	5-0	11-2	10-3	6-6	9-1	6-9	4-7
B 4/5	3/4	7/10	6/11	1/10	6/13	2/13	3/6
C 0/2	1/3	0/11	1/9	4/10	10/12	3/10	3/7

A: notum fieri-notum facimus; B sigilli nostri autoritate/Total

C: scriptum 及び commendavimus 或いはその不定形/Total

以上の検討を整理すると、以下の通りである。

1. この時期の文書は、全体としてはパターン化しており、かつその形式は、一時に比べはるかに簡略である。

2. 11世紀末から12世紀初めの時期の定式性の諸特徴は、ほぼ完全に脱落、変質している。

3. 断片的に現れる諸特徴を持つ文書には、内容、その他に関する共通性がほとんど存在せず、代わって、特定の時期的かたよりが検出されたが、これは部分的にノティフィカチオー、コロボラチオーについても該当する。

(5) 司教 Eudes 期（1196年—1200年）

この文書数にして、わずか六通で、しかも全体とすれば12世紀後半のパターン化された形式を受け継いでいるこの時期を、あえて別に取り上げるのは、インティチュラチオーに顕著な特徴が存在するからである。即ち、200番を除く五通すべてはサリュとして、in Domino salutem を有する上に、195番は omnibus qui adierint presentes litteras の、196番から199番の四通は ad quos presentes scriptum pervenerint のアドレスを共通して持つ。この五通についても、文書の内容、その他に関する共通性が見出せない。

以上、本節の検討を整理すると以下の通りである。

1. 11世紀前半以前には、文書作成活動の不活発がみてとれるが、特定文書間に存在する明白な共通性は、パリ司教側に、共通な書式が存在し続けていた事を推測させる。

2. パリ司教文書は、遅くとも11世紀後半からは確実に整備の方向へと向かい、その到達として、11世紀末から12世紀初めの際だった特徴を有する定式性を持つに至った。

3. この定式性は、年代にして1130年頃から崩れ始め、司教 Thibaut 期にはほぼ完全に失われる。

4. 司教 Pierre Lombard 及び Maurice de Sully 期の文書形式は、簡略な形にパターン化されており、全般的には変化に乏しいが、断片的に現れる諸

特徴には、時期的なかたよりが感じられる。

以上の様な文書形式のクロノロジーは、一見して文書局長の言及のそれに完全に一致する。ここで問題となるのは、特に12世紀中葉以降に於けるパリ司教座教会の文書局の在りかたである。それは、11世紀末から12世紀初めの整備の後、混乱して消滅したのであろうか。

II

本節では、12世紀のパリ司教座聖堂参事会文書の文書形式学的分析を行なうが、対象とした文書数は、計55通である⁽²⁶⁾。

以下、時期的変化に注目しつつ、各要素を個別に検討する。

まず、インヴォカチオーであるが、7番、34番は *in Christi nomine*、26番、51番は *In nomine Patris et Filii et Spiritus sancti*、その他は *in nomine sancte et individue Trinitatis* をとる。前二者の文書間に於ける内容その他に関連性は検出されない。

次は、インティチュラチオーで、*decanus* と参事会の両者が記されるが、まず *decanus* に関しては、ほぼ *ego N. Parisiensis (ecclesie) decanus* で、別稿でも述べた様に、12世紀中葉の11文書は、更に *Dei gratia* を伴っている。参事会については、特に初期に於いて必ずしも統一的ではないが、17番以降は、ほぼ *ejusdem ecclesie totus, -um ou universum...* の形が支配的と言える一方、その選択には若干時期的なかたよりも感じられなくはない。参事会を示す用語としては、後半期に於ける *capitulum* への統一、それ以前に於ける *conventus* の優位が顕著である⁽²⁷⁾。

このインティチュラチオーは、12世紀後半には、基本的に *notum fieri volumus tam presentibus quam futuris* の形をとるノティフィカチオー、アドレスへと続くが、36番から39番、47番及び51番から53番の計八通は、更に、同時期の司教文書の特徴であった *universis* を伴っている。12世紀前半については、それに対し、インティチュラチオーが直接ディスポジチオーの主語を形作

る文書が相当数存在し、その結果アドレス、ノティフィカチオーの非在を招く。しかしながら、より注目に値するのは *omnibus ad quos presentes littere pervenerint* が、52番、54番、55番に見え、更に、前二者は *salutem* のサリュを共通して有している点である。

ほとんどの場合、*quod* で導かれるナラチオー、ディスポジチオーに関しては、後者が22番以後のほとんどすべての文書に於いて *nos* で導かれている点を指摘しておく。

コロボラチオーについては、ここでもかなり詳細な検討を行なう。まず、19番以後相当数の、特に36番以後はほとんどすべての文書が先頭に *Quod* を持つ。その上で、前半部分であるが、*Ut* 以下と *Ne* 以下の両者が用いられている事が確認された上で、この両者の使い分けに時期的なかたよりが存在する事が感じられる。即ち、14番以前に於ける *Ut* 以下の、17番から36番までの *Ne* 以下、37番以後に於ける *Ut* 以下のそれぞれ優越がそれであるが⁽²⁸⁾、この内、*Ne* 以下に関しては、語句の選択はほとんど *oblivione deleri valeat* 又はそのヴァリエントである。*Ut* 以下については *firmitas... obtineat* の形と形容詞の形の二種に大別され、後者の場合、特に42番以降 *ratum* の使用が比較的多い。

コロボラチオーの後半部分に関して検討されるのは、印璽及び文書の言及形式であるが、まず前者について *sigillo nostro*, *sigilli nostri impressione*, *sigilli nostri auctoritate*, *sigilli nostri munimine*, *sigilli nostri caractere* の五タイプが使われる。絶対数が少ない事もあり、時期的な特徴の検出は必ずしも容易でないが、*auctoritate* の用例は1180年以前に集中している⁽²⁹⁾。後者については、*carta* と *scriptum* が大半である事が確認された上で、後者が *commendavimus* 或いはその不定形によって受けられている形が、特に19番から27番の間に集中している事が注目される。

最後はエスカトコールであるが、この部分は極めて明確な特徴を有している。まず下署であるが、この点についてはかつて別稿で検討した。ここでは、特に26番以降のほとんどすべての文書が基本的には *decanus*, *precentor*, 3

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

archidiaconus, 3 司祭, 3 助祭, 3 副助祭, 3 puer という参事会員に限定され、かつその序列、人数が定まったシグナムを持つ事を確認しておくにとどめる⁽³⁰⁾。

次はアクトゥムであるが、この点についてもかつて既に論じた様に、ほとんどすべての文書が、36番までは「ノートル＝ダム教会の参事会室に於いて」を、それ以降は「我が参事会室に於いて」を言及している⁽³¹⁾。

次にダートゥムである。23番以降の文書が基本的に化肉年しか持たないのに対し、1番から5番までの四文書には顕著な特徴、即ち、化肉年, indictio, epacta, concurrente, 王在位年, 司教在位年の六要素がこの順序で記されるダートゥムが存在する。言うまでもなくこれは、同時期の司教文書のそれである。

最後は文書局長の言及である。この点もかつて既に検討した様に、ほぼすべての文書がこれを持っている。

以上の検討を整理すると以下の通りである。

1. 参事会文書は、遅くとも decanus Barthélemy 期には形式的に安定すると思われるが、その特徴は、パターン化されたプロトコール、テキストに、際だった特徴を有するエスカトコールが続く点にある。

2. エスカトコールの下署、アクトゥムの特徴は、12世紀初めの司教文書のそれである。

3. 若干の要素からは、更に、細かな時期区分が感じられる。

以上の結論を、文書局長のほぼ恒常的な言及並びに文書の内容がほぼ参事会関連に限定されている点とも考え合わせると、少なくとも12世紀中葉以後、パリ司教座教会には、参事会文書を作成する文書局が存在し続けていた事が推測される。

III

本節では、以上の司教文書及び参事会文書の文書形式学的分析から得られた

所見を念頭に置いて、パリ司教座教会の文書局のありかた、及び文書の作成状況に関する考察を行ない、本稿としての結論を提示した後、数少ない研究史の中にそれを位置づけてみたい。

まず第一に確認しなければならないのは、12世紀後半に於ける文書局の性格についてである。ところで、司教文書、参事会文書の両者共に検証可能な12世紀前半に於いて、双方が記載する文書局長は同一人物であり、更に、12世紀初めの司教文書の特徴が12世紀中葉以降の参事会文書に受け継がれている様に見える事をも考え合わせると、パリ司教座教会の文書局は、それが文書局長によって統轄されるものとする限りに於いて、当該時期、唯一つが継続して存在し続けていたと考えねばならない。

この点についてある示唆を与えるのが、1215年の司教・参事会の連名文書である。文書作成及び参事会の印璽の使用に対して文書局長が受け取り得る報酬を定めたこの文書は、更に、文書局長の職務として、聖歌のそれを除くパリ教会の書物の管理、参事会員居住区内に於ける教師の設定を挙げ、就任時に、これらすべてをなしかつ守るべく誓う様にと記した後、同時に、この宣誓によって、参事会に対し、忠実に守られるべき参事会の印璽について忠誠をなす様にとの文言を持つ⁽³²⁾。問題なのは、ここに司教に関する言及が全く存在しない点である。

更に、時期は下るが、中世末期の参事会に関する規定からは次の事が検証される。

実は、パリ司教座教会の場合、原則として参事会員は司教の指名により、又、役職者も、参事会による選出の手続きを踏む *decanus* を含めて、同じく司教の任命になるのであるが、彼等は、指名、任命の後には、*decanus*, *archidiacons* を除き、就任に際して参事会にしか誓約を行なわない⁽³³⁾。文書局長については、任命に際して次の様な手続きが取られる。文書局長職の賦与は参事会室で行なわれねばならないが、司教は、*decanus* から、文書局長空位時には彼の管理下にある参事会の印璽を受け取り、これによって文書局長を任命する。後者は、定住義務を誓い、印璽に関する事項に関して参事会に忠誠誓約を

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

行なう⁽³⁴⁾。参事会の印璽が、文書局長職の象徴物件を形作っている点に注意したい。

以上の検討から推測されるのは、中世末期のパリ司教座教会の文書局長とは、むしろより正確には参事会のそれであり、かつ、この事態はおそらく12世紀中葉に遡るという点である。

パリ司教座教会文書局長

-Vulgrin	1070-1094
-Anselme	1097
-Amelinus	1097
-Richard	1098-1100
-Girbert	1105-1110
-Thibaut	1112-1123
-Algrin	1123-1156/57
-Eudes de Soissons	1160/61-1166/67
-Pierre le Mangeur	1168/69-1178
-Hilduin	1180/81-1191
-Pierre de Poitiers	1193-

この事を念頭に置いた上で、

以下、憶測に走る事をも恐れず、11世紀後半以降の司教文書、参事会文書の作成状況に関して論じてみたい。

まず第一は、11世紀後半から12世紀中葉、特に12世紀初めの司教文書に見られる文書形式に於ける際だった定式性の維持に

ついてである。我々はこちらになんらかの意志的な力の持続を感じないわけにはいかない。この点で極めて印象的なのは、同時期の司教、文書局長に存在するある共通性である。即ち、1061年司教の Geoffroi は、1075—77年及び1081—85年に王の cancellarius, 1085—92年に同じく archicancellarius⁽³⁵⁾。1105年文書局長、1117年司教の Girbert は、1079—82年に王の書記、1086—90/91年及び1094—1105年には同じく王の cancellarius⁽³⁶⁾。又、1123年文書局長の Algrin は、1134—40年に王の cancellarius であった⁽³⁷⁾。更に、1112年文書局長の Thibaut は、Algrin と、更には Etienne de Garlande と極めて密接な連なりを人脈的に持つ人物である⁽³⁸⁾。さしあたりこれ以上の情報が得られないとしても、この時期の王の文書局との関わりは注目すべき根拠を有する。周知の様に、同時期は、王文書、文書局にとって一つの画期にあたるからである⁽³⁹⁾。

ところで、いま仮に、文書構成自体や印象的な定式性、付随的な特徴を、文書局長或いは司教自身の意志の反映とみなし得るとすれば、他方、ノティフィ

カチオーやコロボラチオーに於ける用語の選択に関するいわば些細な特徴は、書記のくせによるものと考え事は全く不可能というわけではない。そして、この点を認めるなら、以下の憶測が可能となる。

まず第一に、司教 Galon 及び Girbert 期の司教文書が、全体としては同じ定式性を有するにもかかわらず、細部に於いてかなり明確に区別されるのは、恐らく、両時期の文書が、相異なる一人の書記によって書かれているからである。この判断は、結果的に、この両期が文書局長の交替期に一致する事を考慮に入れば更に強化される。又、同時期の司教文書と参事会文書が文書局長を共有しているにもかかわらず、後者が前者の定式を踏襲するに至っていない事は、両者が区別されていた事を示し、以前からの状況を考え合わせると、この時期の文書局は司教のそれであり続けていたと思われる。

第二は、司教 Etienne 期の状況についてであり、まず1130年代からの司教文書の定式性の崩れは、この時期に於ける文書局長の司教文書作成に対するコントロールの低下を暗示するものと考えられる一方、参事会文書は逆に、同時期以降、司教文書の形式を部分的に受け継ぎながら整備されていく。注意すべきは、特にコロボラチオーからの所見から、まだこの時期には、両者が書記を共有していたらしい点である。

第三は、司教 Thibaut 期に関してである。参事会文書の定式性の維持と司教文書の形式的混乱は、文書局長の言及状況と合わせて、明らかに、この時期の文書局長がもはや司教のそれではなく参事会のそれになった事を示している。更に、この時期の司教文書の細部に於ける多様性は、それ等がかなりの数の手によって書かれた事を暗示する。尚、司教文書の形式的変化が全体とすれば、既に司教 Etienne 期に始まっていたにもかかわらず、この時期が特に区別される諸特徴を持つ原因は、なにより司教 Thibaut 登位に帰せられねばならないであろう⁽⁴⁰⁾。

司教 Pierre Lombard 期以降の参事会文書については、これ等が参事会の文書局長によって統轄される文書局に於いて作成され続けていた事はまず確実であるとしても、問題なのは、この時期の司教文書が誰によって作成されたか

という点である。まず第一に、この時期の司教文書が全体的に範略にパターン化された形をとり、顕著な特徴を有していない事は、実は文書一般に該当し、その細部に於ける不統一から、その特定が困難であるとしても、当該文書の受益者、関係者による作成の可能性を否定する事は確かに出来ない。しかしながら他方で、細部に於ける支配的な特徴、特に時期的なその存在は、文書の書き手が同時期複数存在した事を認めた上で、その原因をむしろパリ司教側に求める事も可能である。そして、我々は、この時期の司教の周囲には、一部の参事会員を含む何人かの側近聖職者が存在しており、彼等は司教文書に証人としてしばしば現れていた事を想起せねばならない⁽⁴¹⁾。

ところで、参事会文書についても、同じく細部の不統一から、この時期文書局には同時に複数書記が存在していた事が伺えるが、この細部に於ける用語の選択の特徴は、全時期にわたって司教文書にもそのまま適応されるものが存在する。更に注目に値するのは、司教文書に断片的ながらある特徴が現れた1150年代末、1180年頃、1190年頃は、同時にそれ等が、文書局長の交替期に一致している点である。特に1180年頃文書局長に就任した Hilduin が、司教側近聖職者の一人であった事は是非とも一言付け加えておかねばならない⁽⁴²⁾。

繰り返すが、この時期の文書局長、文書局は制度的には参事会のそれであったと考えられ、参事会自体も既に司教と一定の距離を持つに至っている⁽⁴³⁾。しかしながら、この事は、個別の参事会員の司教との関係の完全な切断、或いは文書局長、書記の司教文書作成に関するまったくの不関与を必然的に意味するわけではない。我々は、ここから、参事会の凝集力に関するある示唆を与えられると共に、12世紀の司教統治の具体的在りかたについても、同時期進行していたとされる「教会」の法的組織化の内実の一端に触れ得たと考える。

最後に、残り少ない紙面で、研究史を概括しておこう。

文書形式、文書局に関する研究は、周知の如く、その対象を王、皇帝、教皇のそれに集中させており、司教座教会レベルでの研究は、管理の限り必ずしも多くない。他方、教会制度史概説は、参事会の役職者の一人に文書局長を数えている一方で、司教の補佐役としても、書記、文書局長の存在を認めてい

る⁽⁴⁴⁾。この点を、司教区庁に関する研究史を背景に論じているのが、ル＝ブラスで、彼によると、12世紀初めまでは参事会員の中にこの必要不可欠な協同者を見出し得ていた司教は、管理の錯綜、参事会との緊張関係等の理由から、以後自らの文書局を有する様になった、と言う⁽⁴⁵⁾。この文書局の二元化の過程については、更に、アンジェを対象としたアヴリル、イングランドを中心として北フランスにも視野を広げたエドワーズもほぼ同様な指摘を行なっているが⁽⁴⁶⁾、他方、12世紀のメッス司教文書の古書体学及び文書形式学的分析を行なったパリッス、リージュ司教座教会に関する包括的研究を行なったクッペルが共通して、参事会を考慮に入れずに司教文書局を考察し、その文書作成に参事会員が大きな役割を果たしていた事を主張している点は注目に値する⁽⁴⁷⁾。この場合、少なくとも後者の前提には、参事会が一貫して司教の強いコントロール下にあった事が強調されており、その上で、司教座教会に於ける唯一の文書局、即ち司教のそのの整備が問題とされているのである⁽⁴⁸⁾。最後に、他の面でも多くをエドワーズに負うゴドゥメの近著は、参事会の文書局長は多くの場合12世紀以降にしか確認し得ないと述べる一方で、司教の周囲には書記の存在しか認めず、かつ、司教の補佐役は参事会員からも供給されたと主張する⁽⁴⁹⁾。

以上を本稿の所見を交えて整理すると、以下の通りである。

まず第一に、司教座教会に二つの文書局が存在するか否かは、当該教会の内部事情、即ち司教と参事会の関係いかんによる。第二に、司教と参事会の分離、参事会文書局の存在が検証されたとしても、その事から直ちに、司教と個別参事会員間の関係の断絶を考える事は出来ない。第三は、時期の問題である。いずれの研究者も12世紀初めまでは司教と参事会員の密接な関係を想定する一方、13世紀には、司教の側になんらかの文書作成機関の存在を主張しているのであるから、問題の焦点は当然12世紀に置かれる事になる。

その上で、パリの状況を考えると、以下の点が指摘される。第一は、研究の現状に於いて、多くの教会に関して、文書局長の言及については12世紀以降、文書作成機関の整備に関しては12世紀末から13世紀という年代が与えられている中で、パリはかなり顕著な「早熟性」を示していると一応考えられる。第二

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

は、12世紀全体を見れば、これを13世紀への直線的—必然的な展開の過程として捉える事は出来ない、という点である。

司教座教会の文書局の問題は、最終的には、各教会ごとの個別研究をまたねばならない。しかも、この場合、均質な「古典期」というそれ自体疑われている像への整備という結論に甘んじない以上、司教座教会全体の問題として、制度・機能の両面にわたる検討が要求されるが、研究の現状は、すべてに於いて極めて不十分と言わねばならない。

結びに代えて

最後に、今後の考察のために、本稿の所見から、本論で触れ得なかったいくつかの点を指摘して結びに代えたい。

1. 司教文書の形式の時期的変化、即ち11世紀、特にその後半を通じての整備と12世紀初めに於ける完成、及び「不安定」の12世紀、というクロノロジーは、更に、司教の統治の在りかたのそれにも拡大し得る可能性を有する。

2. 作業上、少なくとも11世紀後半から12世紀初めの司教文書は、一群の等質な史料として扱い得る可能性を有する。

3. 12世紀後半の文書局長が全て著名な *magister* であった事はよく知られているが、その他にもこの時期のパリ教会には、少なくとも文書の作成を日常的に担当し得る程度の学識を備えた人間が多数存在したものと思われる。逆に、1100年頃の文書局には、書記さえ一人しかいなかったのではないかと推定し得る証拠がある。

4. 1200年頃の文書局長が厳密には司教のそれとは言い難いとすれば、この時期に彼等がなんらかの司教権を行使するという事は、必ずしも自明の前提とはなり得ない。

本稿は憶測に満ちている。すべては今後委ねねばならない。

註

- (1) cf. Lemarignier, J. -F., *Institutions ecclésiastiques en France de la fin du X^e siècle au milieu du XII^e siècle*, dans *Institutions ecclésiastiques*, Paris, 1962. この問題に関しては、研究史をも含めてすべてを別稿に譲る。ここでは、この時期の教会と社会に関する筆者の基本的認識が、ルマリニエに多くを負っている事を認めた上で、問題の取り扱い、作業について研究の前提を与えてくれるという意味で、次の二つの個別文献を挙げておきたい。Id., *Etudes sur les privilèges d'exemption et de juridiction ecclésiastiques des abbayes normandes depuis les origines jusqu'en 1140*, Paris, 1937; Toubert, P., *Les structures du Latium médiéval*, Rome, 1973, t. II, pp. 789-933. 尚, Lemarignier, J. -F., *Le monachisme et encadrement religieux des campagnes du royaume de France situées au nord de la Loire de la fin du X^e à la fin du XI^e siècle*, dans *Le istituzioni ecclesiastiche della «Societas Christiana» dei secoli X-XII, diocesi, pievi e parrocchie*, Milano, 1977; Toubert, P., *Monachisme et encadrement religieux des campagnes en Italie aux X^e-XII^e siècles*, dans *ibid.*, は、事実上それぞれのレジュメをなす。
- (2) cf. Verger, J. et Jolivet, J., *Bernard-Abélard ou le cloître et l'école*, Paris, 1982, pp. 19-20. この動きは、いわゆる「ウルトラ＝モンタニズム」の影響力の低下を別としても、更に二つの面から説明される様に思われる。第一には、教会史内部の事情で、11世紀後半から12世紀にかけての時期に、多面にわたる「教会改革」を語るとしても、これを「教皇のプログラム」の「上から下への」影響という論理的必然、と考える事がますます困難になりつつあるからである。第二は、近年教会史研究が、国制史・社会経済史等との関連を深めているという事情による。ここからは、一方で、例えば「教会改革」が克服の過程としか見なかった「私有教会制」の、11世紀の社会に対する適合性の積極的な評価といった「価値観」の転換が導かれたと共に、他方では方法論上の問題を引き起こした。即ち、今日の歴史学叙述の一つの方向が、全体史、即ち、究極的にはすべての現象の統一的把握にあり、これは必然的に時期を限定した地域史研究を要求するのであるが、ここに於いては、特定の要素に関してはるか彼方からの外的「影響」を強調するよりは、すべてが内部関連の中で処理される傾向が支配的となる。従って、未だ不充分とはいえ、この様な方向で教会の諸面が取り扱われる場合、特に伝統的に紀元1000年が重視され、皇帝権と教皇権といった問題も存在しないフランスにあっては、そもそも影が薄い教皇の影響を前提として論を進める事は、作業上無理があるのである。以上の二点は、基本的に教会史研究に於ける視野の拡大と言い換える事が出来るが、同時に教会制度史研究がそれをモデルとして以前の時期を取り扱ってきた「古典期」に関して、最近の研究が変化と錯綜さに注意を寄せている事情も無縁でない様に思われる。尚、註の最初に挙げた文献は、「教会史の中

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

の12人」シリーズの一分冊をなす概説であるが、ヴェルジェ執筆になる参照部分は、11—12世紀の西欧の諸状況に関する最も簡明・適切な見取り図を提供してくれる。彼が国制史・社会経済史家でも、教会史家でもない点にあえて注意したい。尚、特に我が国に於ける研究状況からすると「非常識」ととられかねないこの見方については、機会を改めて論じてみたい。

- (3) 文書形式学に関しては、差し当たり、Giry, A., *Manuel de Diplomatique*, Paris, 1894; Bautier, R. -H., *Caractères spécifiques des chartes médiévales*, dans *Informatique et histoire médiévale*, Rome, 1977参照。
- (4) 拙稿「パリ司教座聖堂参事会の形成（9—12世紀）」『史淵』第122輯（1985年）146頁との文書数の違いは、以下の理由による。第一に、本稿では、文書中テキストの全文が参照出来なかったものは、考察の対象から完全に除外した。第二に、その後の調査によって新たに追加されたものが何通かある。尚、本稿に於ける史料のレフェランスは全て稿末の文書リスト番号による。
- (5) 双方とも王の臨席のもと、パリで開かれた教会会議の際の Saint-Germain-des-Prés への譲渡文書である。
- (6) 例外の三通の間に文書の内容、その他で共通性は検出されない。更に、64番はこの二形態を共に備えている。
- (7) 21番から47番の間のディスポジチオーが存在する文書数に対する比率は、19/26、48番から75番までの同じく比率は、7/26、その後は四通のみである。
- (8) notum fieri の優越は、特に19番以前に顕著である。この時期のノティフィカチオーが存在する文書数に対する比率は、10/18、20番以降33番まではノティフィカチオーが存在する文書自体が計四通しかないが、すべて notum fieri である。
- (9) 52番から75番までのノティフィカチオーが存在する文書数に対する比率は、12/15。
- (10) 厳密には、単数形は17番から使用され93番まで続いた後、152番に孤立して現れる。17番から93番までの単複の比率は、29/37であるが、20番から66番までをとれば、20/23でほぼ同数となる。
- (11) コロボラチオーのこの部分が存在する文書数に対する比率は、firmum: 8/12, permanenteat: 9/12, この組み合わせは、7/12。
- (12) 同じく、firmum: 12/14, ratum: 9/14, permanenteat: 12/14, 更にこの三者の組み合わせは、6/14。
- (13) これ以前には、2番、6番、25番、26番に言及が存在する。この内、2番、更には6番については、その真正性に疑問をはさむ余地がある。前者については、インヴォカチオー、アレンガ、ダートゥム、アクトゥムの諸要素が、後者については、ノティフィカチオー、コロボラチオー、下署、アクトゥム、ダートゥムの諸要素が、むしろ12世紀初頭の特徴を示している。実は、6番がその確認である2番に関しては、かつて、その内容である prebenda の問題、複数の archidiaconus の言及及び印璽の言

及の三点を根拠にその真正性に疑いが持たれた事があった。マニュスクリ自体は12世紀のいわゆる偽オリジナルで、ドゥ＝ラステリも改竄の可能性は認めているが、今日まで諸家によって文書自体の真正性は疑われていない。CGP, p. 65, n. 1. そして、恐らくはその積極的な唯一の根拠がオリジナルで伝わっている6番の存在であった事は想像に難くない。しかしながら、細部に於いて6番は2番にまして疑いが濃いのである。ここで、あえてこの問題にこだわるのは、言うまでもなく、事が *prebenda* と *archidiaconus* に関わっているからである。

- (14) 33番以前のこの要素が存在する文書数に対する比率は、14/19。この傾向は、19番以前を除いても変わらない。
- (15) 33番以前のこの要素が存在する文書数に対する比率は、それぞれ、12/21, 7/21。
- (16) 言及が存在する文書数に対する比率は、9/11。
- (17) 前掲拙稿 148頁参照。
- (18) 25番から49番までのアクトゥムが存在する22通中20通がこの言及を持つ。一方、50番から66番をとると、まず記載自体が九通に減少し、この内この言及は五通のみで、更に *in capitulo* が一通追加され得る。
- (19) 例外は、27番、29番のみ。
- (20) 周知の如く、インヴォカチオー、インティチュラチオー、アドレス及びサリュで構成されるプロトコールは文書の先頭に來るのが一般的で、しかも多くの場合第一行に、テキストとは区別される特別の書体で一氣に書かれる。又、全時期を通じてこの時期だけに、アドレスが特定される文書が現れるが、この五通は全てこのサリュを持ち、これは教皇文書が文書構成自体にさえ影響を与えた事を暗示している。
- (21) ディスポジチオーの激減は文書の内容の変化がもたらした。12世紀後半の文書の大半は、第三者の法行為の告示をその内容とする。
- (22) *Ut* 以下で始まるコロボラチオーを持つ文書の内、この形は計32通。以下順に言及回数を書す。*firmum*: 7; *stabile*: 3; *inconcussum*: 18; *inconvulsum*: 4; *ratum*: 24; *inviolabile*: 4; *quieta*: 1。この部分は二つの形容詞の組み合わせの場合が多いが、*inconcussum* と *ratum* のそれは計15通に及ぶ。
- (23) *permaneant*: 17; *sit*: 4; *teneat*: 5; *maneant*: 3。
- (24) *Ne* 以下で導き出されるコロボラチオーを持つ文書数は計31通。この内、20通が前者のタイプである。
- (25) 前掲拙稿 160頁参照。
- (26) 前掲拙稿 155頁との文書数の違いは、司教文書と同じ理由による。
- (27) 前掲拙稿 156—7及び159頁参照。
- (28) それぞれの時期の *Ut* 以下、*Ne* 以下の比率は、6/1, 4/12, 12/4。
- (29) 1180年以前は、10通中2通のみ。
- (30) 前掲拙稿 156頁参照。

- (31) 前掲拙稿 160頁参照。
- (32) Denifle, H. et Chatelain, E., éd., *Chartularium Universitatis Parisiensis*, t. I, Paris, 1889, n° 21: “Libros quidem Parisiensis ecclesie sine cantu corrigere, ligare et in bono statu tenebitur conservare, et talem instituere magistrum in claustro, qui sufficiens sit ad scholarum regimen, et ad officium quod debet facere in ecclesia, et ad litteras capituli, si opus fuerit, faciendas. Profecto omnia ista se bone fide facturum et servaturum cancellarius, quicumque fuerit, in institutione iurabit. Nichilominus etiam sub eodem juramento faciet fidelitatem capitulo de sigillo ipsius capituli fideliter observando.” 尚、本稿には直接関係しないが、この時期の文書局長の活動実態の一端については、Baldwin, J. W., *Masters, Princes and Merchants*, Princeton, 1970, vol. I, pp. 179-185. に興味深い叙述がある。
- (33) I, 456; III, 405.
- (34) I, 457: “Et Sciendum quod in collatione cancellarie in ipso capitulo, sigillum capituli, quod est in custodia decani, cancellaria vacante, recipit episcopus de manu decani, et per idem sigillum investit cancellarium de cancellaria; et tunc cancellarius jurat residentiam se facturum in ecclesia bona fide in persona propria. Jurat etiam fidelitatem capitulo super his que pertinent ad sigillum.” cf. III, 405.
- (35) *Gallia Christiana*, VII, col. 49-52; Prou, M., éd., *Recueil des actes de Philippe I^{er}*, Paris, 1908, intr. pp. LIV-LIX.
- (36) *Gallia Christiana*, VII, col. 58-9; Prou, M., *op. cit.*, p. LXI et LXVII; Bautier, R. -H., Paris au temps d'Abélard, dans *Abélard en son temps*, Paris, 1981, p. 63 et n. 1.
- (37) Luchaire, A., *Etudes sur les actes de Louis VII*, Paris, 1885, p. 52; Bournazel, E., *Le gouvernement capétien au XII^e siècle*, Limoges, 1975, p. 71.
- (38) Bautier, R. -H., art. cit., p. 67 et n. 5. 但し、この時期の二人の Thibaut に関する彼の比定は、史料の言及状況と合致せずとれない。
- (39) cf. Tessier, G., *Diplomatique royale française*, Paris, 1962, pp. 131-2 et 209.
- (40) この司教人事自体或いは選任時の特異な状況は想起されてしかるべきであるが、差し当たりここで問題としているのは、政治的な事件は単にその契機としかみなし得ない様な全体的な変化である。尚、司教人事の問題については別稿に譲る。
- (41) 前掲拙稿 149—50頁参照。
- (42) 前掲拙稿 154頁註54参照。
- (43) 前掲拙稿がその一部をなす筆者自身の調査による。この問題については、地域差を考慮に入れても研究史上厄介な問題が多々控えており全て別稿に譲る。

- (44) cf. Gaudemet, J., Les Institutions ecclésiastiques en France du milieu du XII^e siècle au début du XIV^e siècle, dans *Institutions ecclésiastiques*, Paris, 1962, pp. 181 et 190.
- (45) Le Bras, G., *Les institutions ecclésiastiques de la chrétienté médiévale*, t. II, Paris, 1964, p. 397.
- (46) Avril, J., *Le gouvernement des évêques et la vie religieuse dans le diocèse d'Angers (1148-1240)*, Paris, 1984, t. I, p. 109; Edwards, K., *The English Secular Cathedrals in the Middle Ages*, Manchester/New York, 1967, pp. 205-7. 両者は、更に、文書局長の出現を12世紀以後に置き、それ以前には *écolâtre* を重視する点でも共通する。但し、この両者が基本的には「古典期」を主たる対象とする学者である点については注意を要する。特に後者の様に、対象を特定教会に限定しない概括的研究では結論が前提の中に隠される危険が生じる。
- (47) Parisse, M., Les chartes des évêques de Metz au XII^e siècle. Etude diplomatique et paléographique, dans *Archiv für Diplomatik*, 22, 1976, p. 315; Kupper, J. -L., *Liège et l'église impériale, XI^e-XII^e siècles*, Paris, 1981, pp. 249-52. 作業に於いて最も徹底しており、他の面でも示唆的な叙述を行なうパリッスは、更に、12世紀を通じて司教文書の形式が時期的に変化する事、又、定式性の維持には有能な文書局長と書記の協同が不可欠であった点を指摘する。因に、9—12世紀のブルジュ大司教文書カタログを作成したガンディオンも、その分析は伝統的なスタティックなそれに滞っているとはいえ、その前提となる時期区分について以下の四期を挙げている点は注目に値する。1：810-969年、2：969-1139年、3：1141-71年、4：1171-99年。Gandilhon, A., *Catalogue des actes des archevêques de Bourges antérieurs à l'an 1200*, Bourges/Paris, 1927, p. CVIII.
- (48) Kupper, J. -L., *op. cit.*, pp. 316 et 340-44.
- (49) Gaudemet, J., *Le gouvernement de l'église à l'époque classique, II^e partie, Le gouvernement local*, Paris, 1979, pp. 173 et 189.

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

パリ司教文書

1.	829 : Inchad	A T N D S C 8	規定	C CGP, 35
2.	868 : Enée	I A T D S C 8	譲渡	C CGP, 48
3.	992 : Renaud	I T D S C Da Ac 8 Can	譲渡	C I, 325-6
4.	995 : ...	I T N D Ac Da C S 8 Can	譲渡	C CGP, 70
5.	c1005 : ...	A I T N D C S	譲渡	O CGP, 74
6.	1006 : ...	I T N D S C 8 Ac Da Can S	確認	O CGP, 75
7.	1006 : ...	I T A N D S	譲渡	I I, 223
8.	c1006 : ...	I T D Ac Da Can 8	譲渡	C I, 330
9.	1006 : ...	A T N D C S	譲渡	I CGP, 76
10.	c1007 : ...et	A T N D C S	譲渡	C I, 315-6
11.	1026 : Franco	I T N D S C Ac Da 8 Can	和解	C I, 326-7
12.	c1030 : Imbert	T N D S Can	譲渡	C I, 337-8
13.	1032-3 : ...	T N D S C 8 Da	譲渡	C I, 331
14.	1042-3 : ...	A I T N D C S Ac Da 8 Can	譲渡	O SGP, 56
15.	1045 : ...	A T N D C S Ac Da 8 Can	譲渡	O SGP, 58
16.	c1056 : ...	T N S Te	調停	C I, 331-3
17.	1060 : ...	I T N D C Da Te (8)	譲渡	C LMP, 8
18.	c1061 : Geoffroi	I T N D S C 8	確認	C LP, 51
19.	1070 : ...	A I T D C Ac Da 8 Te Can	譲渡	O SGP, 65
20.	1070 : ...	T N D C 8 Ac Da Can	譲渡	C SF, 3=GC, VII, 36
21.	c1080 : ...et	T D C 8	譲渡	C LP, 257
22.	1083-92 : ...et	T N 8	確認	O CGP, 104
23.	1085 : ...	I A T D C 8 Can	確認	C SMP, 16
24.	c1087 : ...	I A T D C 8 Can	譲渡	C SMC, 31
25.	1088 : ...	I A T N D C S Ac Da 8 Te Can	譲渡	O SMC, 32
26.	1089-90 : ...	A T D C Ac Da 8 Can	譲渡	C SMC, 40
27.	1092 : ...et	T D C Ac Da 8	譲渡	C LP, 181
28.	c1092 : ...	I A T D S 8 Can	和解	C I, 309-11
29.	1094 : ...et	I A T D C 8 Ac Da Can	譲渡	O CGP, 113
30.	1097 : Guillaume	I A T D C Ac Da 8 Can	譲渡	O CGP, 119
31.	1098 : ...	I A T N D C 8 Ac Da Ca Te	譲渡	O SMC, 82
32.	c1098 : ...	T D S	調停	C LP, 55
33.	1100 : ...	I A T N D C S Ac Da 8 Can	和解	C I, 327-8
34.	1107 : Galon et	I A N T D C 8 Ac Da Can S	改革	O CGP, 143
35.	1107 : ...et	I A T D C 8 Ac Da Can	免除	C CGP, 145
36.	1107 : ...et	I A T D C 8 Ac Da Can	譲渡	O SMC, 119
37.	1108 : ...	I A N T D C 8 Ac Da Can	確認	O CGP, 149
38.	1108-9 : ...	I A T D C 8 Ac Da Can	確認	O SMC, 124
39.	1110 : ...et	I N T D C 8 Ac Da Can	確認	O SF, 6
40.	1119 : Girbert	A N T D C Ac 8 Da Can	免除	O CGP, 182
41.	1120 : ...	I A N T D C 8 Ac Da Can	確認	O SMC, 160
42.	1122 : ...	I A N T D C 8 Ac Da Can	確認	O CGP, 194

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

43.	1122 : ...		A T N D C	8	Ac Da Can	確認	O	CGP, 195
44.	1122 : ...		A T N D C	8	Ac Da Can	確認	O	SMP, 61
45.	1122 : ...	I	T D	8	Ac Da Can Da	譲渡	O	SMP, 62
46.	c1123 : ...	I	T N D S			確認	C	CGP, 200
47.	1123 : ...	I	A T D C	8	Ac Da Can	確認	O	SMC, 165
48.	1123 : ...	I	A T N D C	8	Ac Da Can	確認	O	SMC, 166
49.	1123 : ...		T N D C	Te	Ac Da	調停	C	SMC, 167
50.	1123 : ...		T D S C	Ac Da 8	Can	譲渡	C	GC, VII, 51
51.	1124 : Etienne	I	T D C S			確認	O	CGP, 201
52.	1124 : ...	I	A T D S C	Ac Da 8 S	Can	譲渡	C	CGP, 203
53.	1124 : ...	I	A T N D C	Ac Da 8 S	Can	調停	C	SMC, 174
54.	1124-6 : ...		A T N	Te		調停	C	SMC, 181
55.	1124 : ...	I	T D S C	Ac Da 8	Can	譲渡	C	I, 333-4
56.	c1130 : ...		T N C	Te		調停	C	LP, 71
57.	1130-4 : ...	I	T D C	8	Can	確認	O	SMP, 86
58.	1133 : ...	I	T A D C	Ac Da C	8	譲渡	C	SMC, 200
59.	c1133 : ...	I	A T N D C			譲渡	O	CGP, 243
60.	1134 : ...		A T N D C	8	Ac Da Can	譲渡	C	CGP, 253
61.	1138 : ...	I	A T N D C S	Ac Da		確認	C	SMC, 236
62.	1140 : ...	I	A T D C	Ac Da		確認	C	SMC, 253
63.	1140-1 : ...	I	A T D C	Ac Da		譲渡	C	SMC, 255
64.	c1142 : ...	I	A T D Te C	Can		確認	O	CGP, 290
65.	c1142 : ...		A T N D C			確認	O	CGP, 293
66.	1124-43 : ...	I	A T D C			譲渡	O	SMC, 259
67.	1144 : Thibaut		T D C	Te		譲渡	O	CGP, 313
68.	1144 : ...		T N D C	Ac Da		確認	O	SMC, 276
69.	1144 : ...et		T N D C	Te Ac Da		調停	O	SMC, 281
70.	1146-7 : ...		T N D C	Can		確認	O	CGP, 326
71.	1147 : ...		T N D C	Ac Da 8		確認	C	II, 360
72.	1147 : ...		T A D C	8	Ac Da Can	確認	C	SMC, 300
73.	1147-8 : ...		T D Da C	Te		譲渡	C	SMC, 307
74.	1148 : ...		T N D C	8	Ac Da	譲渡	C	SMC, 308
75.	1149 : ...	I	T D C	Ac Da 8		確認	O	SMP, 112
76.	1150 : ...		T A N D C S	Ac Da 8 Te	Can	調停	O	CGP, 359
77.	1150 : ...		T A N D C S	Ac Da		調停	C	CGP, 360
78.	1150 : ...		T A D C S	Ac Da		確認	C	LP, 2
79.	c1150 : ...		T N D C			確認	C	CGP, 369
80.	1150 : ...		T N	Te Da		告示	C	SGP, 108
81.	1150 : ...		T A D C S	Da		確認	O	SF, 7
82.	c1152 : ...		T N D C	Te		保証	O	CGP, 377
83.	1153-4 : ...	I	T A D C	Ac Da		許可	O	CGP, 378
84.	1154-7 : ...		T D C			確認	O	SMC, 351
85.	1151-7 : ...		T A D C			確認	C	SMC, 355
86.	1157-8 : ...		T N	Ac Da		告示	C	SMC, 356

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

87. 1157-9 : ...		T	N	C			告示	C	CGP, 403				
88. 1143-59 : ...		T	N	C			告示	C	SMC, 361				
89. 1148-59 : ...		T	N	D	C		譲渡	C	SMC, 362				
90. 1148-59 : ...		T	N	D			確認	C	SMC, 363				
91. 1152-9 : ...		T	N		C	N	C	確認	O	SMC, 364			
92. 1159-60 : Pierre	I	T	A		D	C	Ac	Da	8	譲渡	C	M. 9	
93. 1159-60 : ...	I	T	N	D	C	S				確認	C	CGP, 410	
94. 1160 : ...		T	N				Ac	Da	Te	告示	O	CGP, 415	
95. c1160 : Maurice	I	T	N	D	C					調停	O	CGP, 419	
96. 1163 : ...		T	N	Te	C		Da			告示	C	CGP, 434	
97. 1164-5 : ...		T		D	C		Te	Ac	Da	譲渡	O	CGP, 451	
98. 1164 : ...		T	N				Te	Ac	Da	C	告示	C	I, 71-2
99. 1164 : ...		T		D						指名	C	M. 11	
100. 1164 : ...		T	N				Te	Ac	Da	告示	C	AHD, 2	
101. 1165 : ...et		T	N	D	C		Da			調停	O	SMC, 385	
102. 1166-7 : ...		T	N		C		Ac	Da		調停	C	SMC, 392	
103. 1167 : ...	A	T	N		C		Te	Ac	Da	告示	C	CGP, 464	
104. 1169 : ...		T		D			Te	Da		購入	C	I, 47-8	
105. 1169 : ...		T	N		Te	C	Ac	Da		告示	C	I, 50-1	
106. 1169-70 : ...	A	T	N	D	C		Te			譲渡	O	SMC, 406	
107. 1170 : ...	I	T	N		Te	C	Da			告示	O	CGP, 477	
108. 1170-1 : ...	I	T	N		Te	C	Ac	Da		告示	O	CGP, 479	
109. 1170 : ...		T	N				Te	Ac	Da	告示	C	I, 48-9	
110. 1171 : ...		T	N				Te	Ac	Da	C	告示	O	CGP, 495
111. 1171 : ...	A	T	N		8	C	Ac	Da		調停	O	CGP, 496	
112. 1171 : ...		T	N		C		Da			告示	O	CGP, 497	
113. 1171-2 : ...		T	N		C		Ac	Da		告示	C	SGP, 149	
114. 1172-3 : ...		T	N		S	C	Te	Ac	Da	告示	C	SMC, 412	
115. 1173 : ...		T	N		C		Te	Ac	Da	告示	O	CGP, 515	
116. 1173 : ...		T	N				Ac	Da	Te	調停	C	SMC, 542	
117. 1173-4 : ...et		T	N	D	C		Ac	Da		調停	O	CGP, 516	
118. 1173 : ...	I	T	N		C		Ac	Da		調停	C	M. 17	
119. 1173-4 : ...		T	N		C		Ac	Da	Te	調停	C	SMC, 416	
120. 1174-5 : ...		T	N	D	C		Te			譲渡	C	SMC, 423	
121. 1175 : ...	I	T	N		C		Te	Ac	Da	規定	C	SM, 1	
122. 1175-6 : ...	I	A	T		D	C	8	Ac	Da	確認	C	SMC, 426bis	
123. 1166-75 : ...	I	T	N		C		Te			調停	O	SMC, 429	
124. 1176 : ...		T	N	D	N		Te	Ac	Da	譲渡	O	CGP, 537	
125. 1176 : ...	I	A	T	N		C	S	Ac	Da	確認	O	CGP, 538	
126. 1167-76 : ...	I	T	N		C		Te			調停	C	SMC, 543	
127. 1176-7 : ...		T	N				Te	Ac	Da	告示	O	SMC, 430	
128. 1176-7 : ...		T	N		Te	C	Ac	Da		調停	C	SMC, 431	
129. 1177-8 : ...		T	N				Te	Ac	Da	告示	O	CGP, 549	
130. 1177 : ...		T	N		Te	C	Ac	Da		告示	C	I, 51	

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

131. 1177-8 : ...		T N	Te C	Ac Da	告示	O CGP, 551
132. 1177-8 : ...		T N D C		Te Ac Da	調停	O SMC, 439
133. 1177-8 : ...		T N C	C	Te Ac Da	告示	C CGP, 549
134. c1178 : ...		T N D C S		Te	調停	C M. 20
.....						
135. 1179-80 : ...	I	T N D C		Ac Da	告示	O CGP, 570
136. 1179-80 : ...	I	T N Te C		Ac Da	調停	O CGP, 571
.....						
137. 1180-1 : ...		T N D C		Da	譲渡	V CGP, 573
138. c1180 : ...		T N D C		Can	確認	O CGP, 581
139. 1180 : ...		T A	D C	Ac Da	譲渡	C AHD, 16
140. 1180 : ...		T N D C		Ac Da	譲渡	C AHD, 18
141. 1180- : ...	I	T N D C		Te	調停	O SMC, 421
142. 1181 : ...		T N		Ac Da	告示	C I, 45-6
143. 1181 : ...		T N		Te Ac Da	調停	C AHD, 23
144. 1182 : ...		T	D	Da	譲渡	C AHD, 25
145. 1182-3 : ...		T N		Ac Da Te N Te S	告示	O G. 1
146. 1182 : ...		T N C		Te Ac Da	告示	O G. 2
147. 1184 : ...		T	D C	Te Ac Da	規定	C SF, 12
148. 1184 : ...		T N		Te Ac Da C	告示	O G. 3
149. 1185 : ...		T N		Ac Te C Da	調停	C SM, 2
150. 1185-6 : ...et		T N D C		Ac Da Te	調停	C M. 22
151. 1185-6 : ...		T N		Te Ac Da C	告示	O G. 4
152. c1185 : ...	I A	T	D		確認	C SMC, 544
153. 1186 : ...		T N D		Te Ac Da C	確認	O SMP, 202
154. 1187 : ...	I	T N		Te Ac Da C	告示	C I, 46-7
155. 1187 : ...	I	T N		Te Ac Da C	告示	C I, 52-3
156. 1187 : ...		T N C		Ac Da	告示	C AHD, 28
157. 1187 : ...		T N		Ac Da Te C	告示	O G. 5
158. 1187-8 : ...		T N C		Ac Da 8	告示	O G. 6
159. 1188 : ...		T N C		Te Da	告示	C AHD, 30
160. 1188 : ...	I	T N		Te Ac Da C	告示	O MM, 124-5
161. 1189 : ...	I	T	D C	Ac Da	確認	O SMP, 205
162. 1189-90 : ...		T N C		Te Ac Da	調停	C M. 24
163. 1189-90 : ...		T N D C		Ac Da Te	許可	C M. 26
164. 1189-90 : ...		T N		Te Ac Da	告示	O G. 7
165. 1190 : ...	I	T N		Ac Te Da C	告示	C I, 49-50
166. 1190 : ...		T N C		Da	告示	C AHD, 35
167. 1190 : ...		T N C		Ac Da Te	告示	C SMC, 508
168. 1190-1 : ...		T N		Te Ac Da	告示	C SMC, 513
.....						
169. 1192 : ...		T N D			告示	C M. 34
170. 1192 : ...	I	T	D	Ac Da	規定	O SMP, 208
171. 1183-92 : ...		T N D C		Te	調停	C SMC, 521
172. 1192-3 : ...		T N		Ac Da Te C	調停	O G. 8
173. 1192-3 : ...		T N		Te Ac Da C	調停	O G. 9
174. 1192 : ...		T N C		Ac Te Da	告示	C AHD, 39

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

175. 1175-92 : ...		T N C	Te	調停	O SMC, 523
176. 1192-6 : ...	I	T D C		受入	O M. 36
177. 1193 : ...	I	T N C	Te Ac Da	告示	C AHD, 41
178. 1193 : ...		T N	Ac Da Te C	告示	C AHD, 43
179. 1186-93 : ...		T N	Te	告示	O SMC, 545
180. 1195 : ...	I	T N	Te Ac Da C	告示	C I, 53
181. 1195 : ...		T N	Ac Da Te C	告示	O G. 10
182. 1195 : ...		T N	Ac Da Te C	告示	O G. 11
183. 1195 : ...		T N	Ac Da Te	告示	O SMC, 548
184. 1195 : ...		T N	Ac Te Da	告示	O SMC, 549
185. 1195-6 : ...		T N D C S	Ac Da Te	規定	I M. 48
186. 1196 : ...	I	T N	Te Ac Da	告示	C II, 114-5
187. 1196 : ...		T N C	Te Ac Da	告示	C AHD, 45
188. 1196 : ...		T N C	Te Ac Da	告示	C AHD, 46
189. 1196 : ...		T D C S	Ac Da Te	規定	O G. 12
190. 1196 : ...	I	T N C	Ac Da	告示	C M. 44
191. 1160-96 : ...	I	T N D C		確認	C SGP, 282
192. 1160-96 : ...		T N		告示	C I, 52
193. 1160-96 : ...		T N		調停	C I, 53-4
194. 1184-96 : ...		T A N C		調停	C SMC, 546
195. 1196 : Eudes		T N C	Ac Da	告示	C AHD, 47
196. 1197 : ...et		T N D C	Ac Da	調停	C I, 57-8
197. 1197 : ...		T N C	Ac Da	告示	C AHD, 49
198. 1198 : ...et		T N D C	Da	規定	C I, 72-5
199. 1199 : ...		T D C	Da	規定	C I, 78-80
200. 1200 : ...		T N Te C	Da	告示	C AHD, 55

パリ司教座聖堂参事会文書

1. 1100 : Foulques		T N D C	Ac Da 8	譲渡	C I, 372-3
2. c1101 : ...	I	T N D	Ac 8	譲渡	C I, 372
3. 1107 : Bernier	A	T D S C	8 Ac Da Can	受入	C I, 385-6
4. 1108 : ...	I	N T D	Ac Da Can	確認	C CGP, 147
5. 1109 : ...	I	N T D C	8 Ac Da Can	確認	C I, 375-6
6. 1112 : ...		T N	Ac Da 8 Te Can	告示	C I, 386-7
7. c1112 : ...	I	T D		和解	C I, 376-7
8. c1112 : ...	A	T D	Te	和解	C I, 378-9
9. 1115 : ...	I	T N		告示	O CGP, 169
10. 1117 : ...		T D C	Ac Da 8 Te Can	譲渡	C CGP, 174
11. 1117 : ...		T D C	Ac Da 8 Can	譲渡	C I, 375
12. c1120 : ...		T D C		譲渡	C CGP, 190
13. c1120 : ...et		T D		譲渡	C I, 374
14. c1120 : ...		T D C S		譲渡	C I, 380-2
15. c1120 : ...	I	T N	Te	告示	C I, 382
16. 1122 : ...		T D	Ac Da	譲渡	C I, 406

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

17.	1125 : ...		T	D	C	8	Ac Da Can	譲渡	C II, 68	
18.	1128 : ...	A	T	D			Da	規定	C I, 218-9	
19.	1134 : ...		T	D	C	Ac Da 8	Can	譲渡	C I, 384-5	
20.	c1134 : ...		T	N	C	Te		告示	C I, 383	
21.	c1134 : ...		T	N	D	8	Can	譲渡	C I, 383-4	
22.	c1142 : Barthelemy I		T	N	D	Te	Can	確認	O CGP, 291	
23.	1145-6 : ...		T	N	C	8	Ac Da	規定	O CGP, 319	
24.	c1145 : ...	I	A	T	D	8	Te	譲渡	O CGP, 321	
25.	1146 : ...		T	N	C	8	Ac Da	規定	C SMC, 289	
26.	1146-7 : ...	I	T	N	D	8	Ac Da Can	確認	O CGP, 325	
27.	1146-7 : ...		T	D	C	8	Ac Da	譲渡	C CGP, 327	
28.	1152 : Clement I	I	T	D		Ac Da 8	Can	譲渡	C I, 388-9	
29.	c1155 : ...		N	T	D			規定	C CGP, 392	
30.	1156-7 : ...		T	N	C	8	Ac Da Can	告示	C CGP, 394	
31.	c1157 : ...	I	A	T	N	D	C		和解	C I, 388-90
32.	1160-1 : ...		T	N	D	8	Ac Da Can	確認	C CGP, 413	
33.	1163-4 : ...	I	T	D	C	Ac Da 8	Can	譲渡	O CGP, 435	
34.	1168-9 : Barbéodor	A	I	T	D	8	Ac Da Can	規定	O CGP, 467	
35.	c1170 : ...		T	D				和解	C I, 118	
36.	1171 : ...	I	T	N	D	8	Ac Da Can	和解	C II, 339	
37.	1173 : ...	I	T	D	C	8	Ac Da Can	譲渡	C II, 8-9	
38.	1173 : ...	I	T	N	D	8	Ac Da Can	和解	C II, 175-6	
39.	1174 : ...	I	T	N	D	8	Ac Da Can	解放	O CGP, 521	
40.	1177 : ...		T	N	D	8	Da Can	規定	C II, 292-3	
41.	1180-1 : ...		T	N	C	Ac Da 8	Can	告示	O CGP, 574	
42.	1185 : Herve		T	D	C	8	Ac Da Can	譲渡	C II, 310-1	
43.	1186 : ...		T	N	D	8	Ac Da Can	規定	C I, 397-8	
44.	1186 : ...		T	N	Te	8	Ac Da Can	告示	C III, 384-6	
45.	c1188 : ...		T	D				譲渡	C I, 398-9	
46.	1189 : ...	I	T	N	C	8	Ac Da Can	告示	C II, 197-8	
47.	1189 : ...		T	N	D	8	Ac Da Can	譲渡	C I, 396-7	
48.	1183-91 : ...		T	N	D	8	Can	和解	O SMC, 509	
49.	1190-1 : ...		T	N	C		Ac Da	告示	C SMC, 510	
50.	1191 : Michel	I	T	C		Ac Da 8	Can	規定	C I, 45	
51.	1193 : ...	I	T	D		Ac Da 8	Can	売却	C II, 468	
52.	1193 : ...		T	N	D	8	CanAc Da	譲渡	C AHD, 42	
53.	1195 : H. Clement I	I	T	D	C	8	Ac Da Can	譲渡	C III, 358-9	
54.	1199 : ...	I	T	N	C		Da	告示	C II, 358-9	
55.	1200 : ...		T	D	8		Da Can	売却	C MM, 135-6	

パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）

—文書の年代は、当該史料集の付したそれを取りあえず採用。

—発行者の欄の et は、連名文書。

—I : Invocatio ; A : Arenga ; T : Intitulatio ; N : Naratio ; D : Dispositio ; S : Sanctio ; C : Corroboratio ; 8 : Signum ; Te : Testes ; Ac : Actum ; Da : Datum ; Can : Cancellarius

—O : Original ; C : Copie ; I : Insertion ; V : Vidimus

—CGP : de Lasteyrie, R., éd., *Cartulaire général de Paris*, t. I, Paris, 1877 ; LP : Marion, A., éd., *Cartulaire du prieuré de Notre-Dame de Longpont*, Lyon, 1879 ; MM : de Barthélemy, Ed., éd., *Recueil des chartes de l'abbaye royale de Montmartre*, Paris, 1883 ; SGP : Poupardin, R., éd., *Recueil des chartes de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés des origines au début du XIII^e siècle*, Paris, 1909, 2 vol. ; SMP : Depoin, J., éd., *Cartulaire de l'abbaye de St-Martin de Pontoise*, Pontoise, 1896 ; SMC : id., éd., *Recueil des chartes et documents de St-Martin-des-Champs, monastère parisien*, Paris, 1912-21, 6 vol. ; AHD : Brièle, B., éd., *Archives de l'Hôtel-Dieu de Paris*, Paris, 1894 ; SF : Marchegay, P., éd., *Chartes et autres titres du monastère de St-Florent près de Saumur concernant l'Ile-de-France de 1070 à 1220*, dans *Mémoires de la société de l'histoire de Paris et de l'Ile-de-France*, 6, 1879 ; M. : Mortet, V., Maurice de Sully, dans *ibid.*, 16, 1889, pièces justif., pp. 285-314 ; SM : Cadier, L., éd., *Cartulaire et censier de Saint-Merry de Paris*, dans *ibid.*, 18, 1891 ; G. : Gut, Ch., éd., *Les actes de Maurice de Sully relatifs aux possessions parisiennes de Saint-Victor (1180-96)*, dans *Huitième centenaire de Notre-Dame de Paris*, Paris, 1967 ; 略号なし : Guérard, B., éd., *Cartulaire de l'église Notre-Dame de Paris*, Paris, 1850, 4 vol. ゲラール版は巻数と頁数, MM は頁数, その他は当該史料集の一連番号。

（付記）本稿脱稿後、田中峰雄氏の「中世末パリ大学における学位取得の変則形態」（西洋史読書会、昭和60年11月3日、於京大会館）と題する発表に接する機会を得た。本稿自体は、昭和59年度九州史学会大会（12月9日、於九州大学）に於ける発表をもとにしたものだが、田中氏の発表内容を消化出来なかった事を遺憾に思う。別の機会に論じ直してみたい。